



個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年12月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第43号

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成27年長野県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第2の規則で定める事務は、別表第3」を「別表第2の10の項から19の項までの規則で定める事務は、別表第4」に、「条例別表第2」を「これらの項」に、「別表第3の中欄」を「同欄」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例別表第2の1の項から9の項までの規則で定める特定個人情報は、別表第3の左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事務の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める情報とする。

第5条中「別表第3の規則で定める事務は、別表第4」を「別表第3の3の項、4の項及び6の項から8の項までの規則で定める事務は、別表第6」に、「条例別表第3」を「これらの項」に、「別表第4の中欄」を「同欄」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例別表第3の1の項、2の項及び5の項の規則で定める特定個人情報は、別表第5の左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事務の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める情報とする。

別表第1の1 私立の高等学校（中等教育学校の後期課程及び専修学校の高等課程を含む。）の設置者の項に次のように加える。

|  |  |
|--|--|
| 2 私立の学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に限る。）、専修学校若しくは各種学校又は幼保連携型認定こども園（学校法人又は社会福祉法人が設置するものに限る。）の設置者 | 私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金交付要綱（平成23年7月29日付け23情私第184号総務部長通知。以下「私立学校被災生徒授業料軽減補助金交付要綱」という。）の規定に基づく申請書の提出に関する事務 |
|--|--|

別表第1の2 私立の高等学校等（就学支援法第2条に規定する高等学校等をいう。以下3の項において同じ。）の設置者の項中「2 私立」を「3 私立」に、「3の項」を「5の項」に改め、同項の次に次のように加える。

|  |   |
|--|---|
| 4 私立の小中学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の設置者 | 私立小中学校等授業料等軽減事業補助金交付要綱（平成29年6月29日付け私高第73号県民文化部長通知。以下「私立小中学校等授業料軽減補助金交付要綱」という。）の規定に基づく申請書の提出に関する事務 |
|--|---|

別表第1の3 高等学校等（私立のもの及び県が設置するものを除く。）の設置者の項中「3 高等学校等」を「5 高等学校等」に改める。

別表第2の1 条例別表第1の1の項の事務の項に次のように加える。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 2 条例別表第1の2の項の事務 | 私立学校被災生徒授業料軽減補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 |
|-----------------|--|

別表第2の2 条例別表第1の2の項の事務の項中「2 条例別表第1の2の項」を「3 条例別表第1の3の項」に改め、同表の3 条例別表第1の3の項の事務の項中「3 条例別表第1の3の項」を「4 条例別表第1の4の項」に改め、同項の次に次のように加える。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 5 条例別表第1の5の項の事務 | 私立小中学校等授業料軽減補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 |
|-----------------|---|

別表第2の4 条例別表第1の4の項の事務の項中「4 条例別表第1の4の項」を「6 条例別表第1の6の項」に、

|   |                              |
|---|------------------------------|
| 「(4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務    | を                            |
| 「(4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務    | に、「(5)」を「(6)」に、「(6)」を「(7)」に、 |
| 「(5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に関する資料の提供等の求めに関する事務 | 」                            |

「(7)」を「(8)」に改め、同表の5 条例別表第1の5の項の事務の項中「5 条例別表第1の5の項」を「7 条例別表第1の7の項」に改め、同表の6 条例別表第1の6の項の事務の項中「6 条例別表第1の6の項」を「8 条例別表第1の8の項」に改め、同表の7

条例別表第1の7の項の事務の項中「7 条例別表第1の7の項」を「9 条例別表第1の9の項」に改め、同表に次のように加える。

|                   |  |
|-------------------|--|
| 10 条例別表第1の10の項の事務 | 特別支援学校特別支援教育就学奨励費支給要綱（昭和55年9月5日付け教育長通知。以下「特別支援学校就学奨励費支給要綱」という。）の規定に基づく経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務 |
|-------------------|--|

別表第4の1 条例別表第3の1の項の事務の項中「1 条例別表第3の1の項」を「2 条例別表第3の4の項」に、「特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の経費の支弁に関する情報」を「法定分就学奨励費関係情報」に、

「  
イ 外国人要保護者等に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報  
」

を

「  
イ 外国人要保護者等に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報  
ウ 外国人要保護者等に係る奨学給付金関係情報  
エ 外国人要保護者等に係る要綱分就学奨励費関係情報  
」

に、「及びイ」を「からエまで」に、

「  
(4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務  
」

を

「  
(4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務  
(5) 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務  
」

に、「(5)」

を「(6)」に改め、同項の前に次のように加える。

|                 |   |   |
|-----------------|---|---|
| 1 条例別表第3の3の項の事務 | 私立高校等奨学給付金支給要綱の規定に基づく受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 当該申請に係る高校生等（私立高校等奨学給付金支給要綱に規定する高校生等をいう。）と同一の世帯に属する者に係る奨学給付金関係情報 |
|-----------------|---|---|

別表第4の2 条例別表第3の2の項の事務の項中「2 条例別表第3の2の項」を「3 条例別表第3の6の項」に改め、同表の3 条例別表第3の3の項の事務の項中「3 条例別表第3の3の項」を「4 条例別表第3の7の項」に改め、同表に次のように加える。

|                 |   |   |
|-----------------|---|---|
| 5 条例別表第3の8の項の事務 | 特別支援学校就学奨励費支給要綱の規定に基づく経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務 | ア 保護者等（特別支援学校就学奨励費支給要綱に規定する保護者等をいう。）又は当該保護者等と同一の世帯に属する者（以下この項において「保護者等」という。）に係る生活保護実施関係情報 |
|                 |   | イ 保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報  |

別表第4を別表第6とし、同表の前に次の別表を加える。

(別表第5) (第5条関係)

| 左欄              | 中欄                  | 右欄   |
|-----------------|---------------------|--|
| 1 条例別表第3の1の項の事務 | (1) 省令第19条第1号に掲げる事務 | ア 要保護者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の経費の支弁に関する情報（以下「法定分就学奨励費関係情報」という。）<br>イ 要保護者等に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報<br>ウ 要保護者等に係る高校生等奨学給付金給付規程に規定する奨学給付金の支給に関する情報（以下「奨学給付金関係情報」という。）<br>エ 要保護者等に係る特別支援学校就学奨励費支給要綱の規定に基づく経費の支弁に関する情報（以下「要綱分就学奨励費関係情報」という。） |
|                 | (2) 省令第19条第2号に掲げる事務 | (1)のアからエまでに定める情報   |
|                 | (3) 省令第19条第3号に掲げる事務 |  |
|                 | (4) 省令第19条第4号に掲げる事務 |  |
|                 |                     |  |

|                     |                     |  |
|---------------------|---------------------|--|
|                     | (5) 省令第19条第5号に掲げる事務 |  |
|                     | (6) 省令第19条第6号に掲げる事務 |  |
| 2 条例別表第3の2の項の事務     | (1) 省令第44条第1号に掲げる事務 | ア 要支援者等に係る法定分就学奨励費関係情報   |
|                     |                     | イ 要支援者等に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報  |
|                     |                     | ウ 要支援者等に係る要綱分就学奨励費関係情報   |
|                     | (2) 省令第44条第2号に掲げる事務 | (1)のアからウまでに定める情報   |
|                     | (3) 省令第44条第3号に掲げる事務 |  |
|                     | (4) 省令第44条第4号に掲げる事務 |  |
|                     | (5) 省令第44条第5号に掲げる事務 |  |
| (6) 省令第44条第6号に掲げる事務 |                     |  |
| 3 条例別表第3の5の項の事務     | 省令第23条に定める事務        | ア 特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者（以下この項において「保護者等」という。）に係る生活保護実施関係情報 |
|                     |                     | イ 保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報   |

別表第3の1 条例別表第2の1の項の事務の項中「別表第2の1の項」を「別表第2の10の項」に、

|   |   |   |       |
|---|---|---|-------|
| 「<br>イ 当該申請に係る生徒又は当該者の保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報<br>」 | を | 「<br>イ 当該申請に係る生徒又は当該者の保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報<br>」   | に改め、同 |
|   |   | ウ 当該申請に係る生徒に係る就学支援金の支給に関する情報                        |       |
|   |   | エ 当該申請に係る生徒に係る私立高校等学び直し支援金交付要綱に規定する学び直し支援金の支給に関する情報 |       |

項の次に次のように加える。

|                  |  |  |
|------------------|--|--|
| 2 条例別表第2の11の項の事務 | 私立学校被災生徒授業料軽減補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 | ア 当該申請に係る生徒等（私立学校被災生徒授業料軽減補助金交付要綱に規定する生徒等をいう。以下この項において同じ。）の保護者等（私立学校被災生徒授業料軽減補助金交付要綱に規定する保護者等をいう。以下この項において同じ。）に係る市町村民税に関する情報 |
|                  |  | イ 当該申請に係る生徒等又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報  |
|                  |  | ウ 当該申請に係る生徒等に係る就学支援金の支給に関する情報  |
|                  |  | エ 当該申請に係る生徒等に係る私立高校等学び直し支援金交付要綱に規定する学び直し支援金の支給に関する情報   |
|                  |  | オ 当該申請に係る生徒等の保護者等に係る私立小中学校等授業料軽減補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付に関する情報   |

別表第3の2 条例別表第2の2の項の事務の項中「2 条例別表第2の2の項」を「3 条例別表第2の12の項」に、

|  |   |   |       |
|--|---|---|-------|
| 「<br>ウ 当該申請に係る高校生等又は当該者の保護者等に係る生活保護実施関係情報<br>」 | を | 「<br>ウ 当該申請に係る高校生等に係る就学支援金の支給に関する情報<br>」              | に、「エ」 |
|  |   | エ 当該申請に係る高校生等又は当該者の保護者等に係る生活保護実施関係情報                  |       |
|  |   | オ 当該申請に係る高校生等に係る私立高校等学び直し支援金交付要綱に規定する学び直し支援金の支給に関する情報 |       |

を「カ」に、「生活保護法第19条第1項に準じて行う同法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者に準ずる外国人（以下「外国人要保護者等」という。）に対する保護の実施、同法第24条第1項に準じて行う外国人要保護者等に対する保護の開始若しくは同条第9項に準じて行う外国人要保護者等に対する保護の変更、同法第25条第1項に準じて行う外国人要保護者等に対する職権による保護の開始若しくは同条第2項に準じて行う外国人要保護者等に対する職権による保護の変更又は同法第26条に準じて行う外国人要保護者等に対する保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同表の3 条例別表第2の3の項の事務の項中「3 条例別表第2の3の項」を「4 条例別表第2の13の項」に改め、同項の次に次のように加える。

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 5 条例別表第2の14の項の事務 | 私立小中学校等授業料軽減補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 | ア 当該申請に係る児童生徒（私立小中学校等授業料軽減補助金交付要綱に規定する児童生徒をいう。以下この項において同じ。）の保護者等（私立小中学校等授業料軽減補助金交付要綱に規定する保護者等をいう。以下この項において同じ。）に係る市町村民税に関する情報<br>イ 当該申請に係る児童生徒又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報 |
|------------------|---|--|

別表第3の4 条例別表第2の4の項の事務の項中「4 条例別表第2の4の項」を「6 条例別表第2の15の項」に、

|  |   |  |  |                                       |       |  |  |
|--|---|--|--|---------------------------------------|-------|--|--|
| 「オ 外国人要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報」   | 「 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="782 745 1324 869">オ 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</td> <td data-bbox="1324 745 1442 869"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="782 869 1324 943">カ 外国人要保護者等に係る難病法第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報</td> <td data-bbox="1324 869 1442 943">に、「カ」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="782 943 1324 1055">キ 外国人要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報</td> <td data-bbox="1324 943 1442 1055"></td> </tr> </table> 」 | オ 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報 |  | カ 外国人要保護者等に係る難病法第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報 | に、「カ」 | キ 外国人要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報 |  |
| オ 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報 |   |  |  |                                       |       |  |  |
| カ 外国人要保護者等に係る難病法第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報                        | に、「カ」   |  |  |                                       |       |  |  |
| キ 外国人要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報     |   |  |  |                                       |       |  |  |

を「ク」に、「キ」を「ケ」に、「ク」を「コ」に、

|  |  |  |   |   |                                |  |   |   |  |                                |  |  |       |   |  |   |  |
|--|--|--|---|---|--------------------------------|--|---|---|--|--------------------------------|--|--|-------|---|--|---|--|
| 「 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="169 1247 702 1348">ケ 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</td> <td data-bbox="702 1124 782 1644"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 1348 702 1458">コ 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報</td> <td data-bbox="702 1348 782 1644">を</td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 1458 702 1532">サ 外国人要保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</td> <td data-bbox="702 1458 782 1644"></td> </tr> </table> 」 | ケ 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報 |  | コ 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報 | を | サ 外国人要保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報 |  | 「 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="782 1124 1324 1247">サ 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報</td> <td data-bbox="1324 1124 1461 1247"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="782 1247 1324 1321">シ 外国人要保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</td> <td data-bbox="1324 1247 1461 1321"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="782 1321 1324 1431">ス 外国人要保護者等に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</td> <td data-bbox="1324 1321 1461 1431">に、「サマ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="782 1431 1324 1541">セ 外国人要保護者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</td> <td data-bbox="1324 1431 1461 1541"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="782 1541 1324 1644">ソ 外国人要保護者等に係る私立高校等奨学給付金支給要綱に規定する私立高等学校等奨学給付金の支給に関する情報</td> <td data-bbox="1324 1541 1461 1644"></td> </tr> </table> 」 | サ 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報 |  | シ 外国人要保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報 |  | ス 外国人要保護者等に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 | に、「サマ | セ 外国人要保護者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 |  | ソ 外国人要保護者等に係る私立高校等奨学給付金支給要綱に規定する私立高等学校等奨学給付金の支給に関する情報 |  |
| ケ 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報   |  |  |   |   |                                |  |   |   |  |                                |  |  |       |   |  |   |  |
| コ 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報  | を  |  |   |   |                                |  |   |   |  |                                |  |  |       |   |  |   |  |
| サ 外国人要保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報   |  |  |   |   |                                |  |   |   |  |                                |  |  |       |   |  |   |  |
| サ 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報  |  |  |   |   |                                |  |   |   |  |                                |  |  |       |   |  |   |  |
| シ 外国人要保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報   |  |  |   |   |                                |  |   |   |  |                                |  |  |       |   |  |   |  |
| ス 外国人要保護者等に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報   | に、「サマ  |  |   |   |                                |  |   |   |  |                                |  |  |       |   |  |   |  |
| セ 外国人要保護者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報  |  |  |   |   |                                |  |   |   |  |                                |  |  |       |   |  |   |  |
| ソ 外国人要保護者等に係る私立高校等奨学給付金支給要綱に規定する私立高等学校等奨学給付金の支給に関する情報  |  |  |   |   |                                |  |   |   |  |                                |  |  |       |   |  |   |  |

で」を「ソまで」に、  
 「(4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務」を

|   |   |  |   |  |  |
|---|---|--|---|--|--|
| 「 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="169 1816 702 1926">(4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務</td> <td data-bbox="702 1803 782 2033"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 1926 702 2033">(5) 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務</td> <td data-bbox="702 1926 782 2033">に、「(5)」を「(6)」に改め、同表の5 条例別表第2の5の項の事務の項中</td> </tr> </table> 」 | (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務 |  | (5) 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務 | に、「(5)」を「(6)」に改め、同表の5 条例別表第2の5の項の事務の項中 |  |
| (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務   |   |  |   |  |  |
| (5) 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務   | に、「(5)」を「(6)」に改め、同表の5 条例別表第2の5の項の事務の項中              |  |   |  |  |

「5 条例別表第2の5の項」を「7 条例別表第2の16の項」に改め、同表の6 条例別表第2の6の項の事務の項中「6 条例別表第

2の6の項」を「8 条例別表第2の17の項」に改め、同表の7 条例別表第2の7の項の事務の項中「7 条例別表第2の7の項」を「9 条例別表第2の18の項」に改め、同表に次のように加える。

|                   |   |   |
|-------------------|---|---|
| 10 条例別表第2の19の項の事務 | 特別支援学校就学奨励費支給要綱の規定に基づく経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務 | ア 保護者等（特別支援学校就学奨励費支給要綱に規定する保護者等をいう。以下この項において同じ。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報 |
|                   |   | イ 保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報   |

別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の別表を加える。

(別表第3)(第4条関係)

| 左欄              | 中欄  | 右欄   |
|-----------------|---|--|
| 1 条例別表第2の1の項の事務 | (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「省令」という。）第8条第1号に掲げる事務 | ア 児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る小児慢性特定疾病児童等（同法第6条の2第2項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この項において同じ。）又は医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令第22条第1項第2号のイの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この項において同じ。）に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報  |
|                 |   | イ 児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る生活保護法第19条第1項に準じて行う同法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者に準ずる外国人（以下「外国人要保護者等」という。）に対する保護の実施、同法第24条第1項に準じて行う外国人要保護者等に対する保護の開始若しくは同条第9項に準じて行う外国人要保護者等に対する保護の変更、同法第25条第1項に準じて行う外国人要保護者等に対する職権による保護の開始若しくは同条第2項に準じて行う外国人要保護者等に対する職権による保護の変更又は同法第26条に準じて行う外国人要保護者等に対する保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。） |
|                 | (2) 省令第8条第2号に掲げる事務  | ア 児童福祉法第19条の5第2項の医療費支給認定の変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る難病法第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報  |
|                 |   | イ 児童福祉法第19条の5第2項の医療費支給認定の変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報   |
| 2 条例別表第2の2の項の事務 | (1) 省令第11条第1号に掲げる事務   | 児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報  |
|                 | (2) 省令第11条第2号に掲げる事務   | 児童福祉法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報  |

|                 |                     |  |
|-----------------|---------------------|--|
|                 | (3) 省令第11条第3号に掲げる事務 | 児童福祉法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報   |
|                 | (4) 省令第11条第4号に掲げる事務 | 児童福祉法施行規則第25条の7第7項の申請内容の変更の届出に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報  |
| 3 条例別表第2の3の項の事務 | (1) 省令第12条第1号に掲げる事務 | 児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定(同法第27条第1項第3号の障害児入所施設に係るものを除く。)に係る同法第27条第1項第3号の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者(以下この項において「措置児童等」という。)に係る外国人生活保護実施関係情報                          |
|                 | (2) 省令第12条第2号に掲げる事務 | 児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定(同法第27条第1項第3号の障害児入所施設に係るものに限る。)に係る措置児童等に係る外国人生活保護実施関係情報  |
|                 | (3) 省令第12条第3号に掲げる事務 | 児童福祉法第56条第2項の費用(同法第50条第5号に係るものに限る。)の徴収に係る同法第20条第1項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報   |
|                 | (4) 省令第12条第4号に掲げる事務 | 児童福祉法第56条第2項の費用(同法第50条第6号又は第6号の2に係るものに限る。)の徴収に係る同法第22条第1項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦若しくは当該妊産婦の扶養義務者又は同法第23条第1項の母子生活支援施設における保護を受ける児童若しくは当該児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
|                 | (5) 省令第12条第5号に掲げる事務 | 児童福祉法第56条第2項の費用(同法第50条第7号(障害児入所施設に係る部分を除く。))に係るものに限る。)の徴収に係る措置児童等に係る外国人生活保護実施関係情報  |
|                 | (6) 省令第12条第6号に掲げる事務 | 児童福祉法第56条第2項の費用(同法第50条第7号(障害児入所施設に係る部分に限る。))又は第7号の2に係るものに限る。)の徴収に係る同法第27条第1項第3号及び第2項の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報                              |
| 4 条例別表第2の4の項の事務 | 省令第17条に定める事務        | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院させた精神障害者、当該精神障害者の扶養義務者又は当該精神障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報  |
| 5 条例別表第2の5の項の事務 | (1) 省令第19条第1号に掲げる事務 | ア 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者(以下「要保護者等」という。)に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報   |
|                 |                     | イ 要保護者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報   |
|                 |                     | ウ 要保護者等に係る私立高校等奨学給付金支給要綱に規定する私立高等学校等奨学給付金の支給に関する情報   |

|                 |                     |   |
|-----------------|---------------------|---|
|                 |                     | エ 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報<br>報  |
|                 | (2) 省令第19条第2号に掲げる事務 | (1)のアからエまでに定める情報  |
|                 | (3) 省令第19条第3号に掲げる事務 |   |
|                 | (4) 省令第19条第4号に掲げる事務 |   |
|                 | (5) 省令第19条第5号に掲げる事務 |   |
|                 | (6) 省令第19条第6号に掲げる事務 |   |
| 6 条例別表第2の6の項の事務 | (1) 省令第21条第2号に掲げる事務 |   |
|                 | (2) 省令第21条第3号に掲げる事務 | (1)に定める情報   |
| 7 条例別表第2の7の項の事務 | (1) 省令第44条第1号に掲げる事務 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この項において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この項において「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下「要支援者等」という。）に係る外国人生活保護実施関係情報 |
|                 | (2) 省令第44条第2号に掲げる事務 | (1)に定める情報   |
|                 | (3) 省令第44条第3号に掲げる事務 |   |
|                 | (4) 省令第44条第4号に掲げる事務 |   |
|                 | (5) 省令第44条第5号に掲げる事務 |   |
|                 | (6) 省令第44条第6号に掲げる事務 |   |
| 8 条例別表第2の8の項の事務 | (1) 省令第58条第1号に掲げる事務 |   |
|                 | (2) 省令第58条第2号に掲げる事務 | ア 就学支援法第17条の収入の状況の届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報<br>イ 就学支援法第17条の収入の状況の届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報   |

|                 |                       |  |
|-----------------|-----------------------|--|
| 9 条例別表第2の9の項の事務 | (1) 省令第59条の3第1号に掲げる事務 | 難病法第6条第1項の支給認定の申請に係る指定難病（難病法第5条第1項の指定難病をいう。以下この項において同じ。）の患者又は支給認定基準世帯員（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号）第1条第1項第2号のイの支給認定基準世帯員をいう。以下この項において同じ。）に係る外国人生活保護実施関係情報 |
|                 | (2) 省令第59条の3第2号に掲げる事務 | 難病法第10条第2項の支給認定の変更の認定に係る指定難病の患者又は支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報   |

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

情報政策課